

『令和6年9月25日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和6年9月定例会】

委員長 福田洋子

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表「債務負担行為補正」及び第4条第4表「地方債補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、保育所建設費にかかわり、朝日北保育所の改築後の定員について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第113号「令和6年度川口市介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第4款「衛生費」及び当該歳出に係る歳入を一括議題といたしましたところ、保健衛生総務費にかかわり、医療機器整備費補助金の交付要件について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第112号「令和6年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、賦課事務費にかかわり、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴うシステム改修の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、マイナ保険証の利用率は低く推移しており、医療へのアクセスについて、現行の保険証のほうが容易であるということも指摘されている。資格確認書の発行など自治体の事務も煩雑になり、市の情報提供も十分とは言えず、国保加入者からも疑問や不安の声が寄せられており、マイナンバーカードの取得そのものが任意であるなか、現行の保険証を廃止する必要はないと考えることから、反対するとの意見。

また、今回の補正予算は、マイナ保険証への移行に伴い、国や県から示された情報に基づき行う必要なシステム改修である。マイナンバーカードを保険証として使うことにより、過去の医療情報による重複投薬の回避や、限度額適用認定証の申請手続きが不要になることに加え、マイナポータルにおいては、特定健診などの健診結果の確認、電子版お薬手帳との連携、医療費通知情報の管理が容易になるなど多くのメリットがあり、マイナ保険証を推奨することは、大変有意義なことであると考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第117号「川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、国民健康保険から脱退した場合等における資格確認書の取り扱いについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、資格確認書の取り扱いについて、国の方針が明確になっておらず、そもそも現行の保険証を廃止しなければこうした条例改正は必要ないものであることから、反対するとの意見。

また、今回の条例改正は、本年12月2日のマイナ保険証への移行に伴うものであり、マイナ保険証については、医療の質の向上や限度額適用認定証の申請手続きが不要になるなど利便性の向上が期待できることに加え、マイナポータルにおいては、自身の医療情報を閲覧でき、国の進める行政手続きのオンライン化の推進に寄与すると考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

最後に、議案第140号「埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたしましたところ、資格確認書等の記載事項について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、75歳以上のマイナ保険証の利用率は、他の世代と比べ低く、資格確認書の記載事項も現行の保険証とほぼ変わらないなか、現行の保険証の廃止により、資格確認書や資格情報のお知らせを発行しなければならず、事務がより煩雑になる。市の周知も進んでいないなか、現行の保険証を廃止すれば、医療機関での混乱が懸念され、現行の保険証を残すべきと考えることから、反対するとの意見。

また、本議案については、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴う必要な措置であり、マイナンバーカードを保有していない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方が、資格確認書を提示することで医療を受けることができるようにするための規約の一部変更であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

以上で報告を終わります。